明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件（総務四五四）　一
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（厚生労働四二一三）　三
〔公告〕
諸事項
官庁
入札公告、競争参加者の資格関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
平成二十事業年度財務諸表等（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構・独立行政法人国際協力機構・独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・独立行政法人農畜産業振興機構）、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、中日本高速道路株式会社工事開始、西日本高速道路株式会社工事完了、平成二十年度共済組合決算（会計検査院・日本郵政）関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一七
会社その他
会社決算公告　一三
一六

告示

○総務省告示第四百五十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、総務大臣が指定する周波数を次のように定め、平成二十一年十月一日から施行する。

なお、平成二十年総務省告示第五百四十二号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）は、平成二十一年九月三十日限りで廃止する。

平成二十一年九月二十八日

総務大臣　原口　一博

総務大臣が指定する周波数は、次の表の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる周波数とする。

法別表第七上欄に掲げる区域	法第百三条の二第二項の規定により指定する周波数
一の項に掲げる区域	810MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下（注1）、915MHzを超え925MHz以下、940MHzを超え948MHz以下、1,427.9MHzを超え1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,453MHz以下、1,475.9MHzを超え1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,501MHz以下、1,503.35MHzを超え1,513MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注2）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
二の項に掲げる区域	810MHzを超え846MHz以下、850MHzを超え890MHz以下（注1）、898MHzを超え901MHz以下、915MHzを超え925MHz以下、940MHzを超え948MHz以下、1,427.9MHzを超え1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,453MHz以下、1,475.9MHzを超え1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,501MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注2）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
三の項に掲げる区域	810MHzを超え846MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、898MHzを超え901MHz以下、915MHzを超え925MHz以下、930MHzを超え948MHz以下、1,427.9MHzを超え1,443MHz以下、1,475.9MHzを超え1,491MHz以下、1,503.35MHzを超え1,513MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
四の項に掲げる区域	810MHzを超え846MHz以下、850MHzを超え890MHz以下（注1）、898MHzを超え901MHz以下、915MHzを超え925MHz以下、930MHzを超え948MHz以下、1,427.9MHzを超え1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,443MHz以下、1,475.9MHzを超え1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,491MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数
五の項に掲げる区域	810MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、915MHzを超え925MHz以下、940MHzを超え948MHz以下、1,427.9MHzを超え1,429MHz以下、1,439MHzを超え1,453MHz以下、1,475.9MHzを超え1,477MHz以下、1,487MHzを超え1,501MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,625MHz以下の周波数